

議員報酬など 議会改革特別委員会報告

令和7年12月18日

ただ今から、議員報酬など議会改革特別委員会の委員長報告を行います。令和7年12月11日の午前9時57分から美浜町議会全員協議会室で、委員12名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、11月28日に本委員会に付託されました議案2件についての審査を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長、及び会計管理者の出席を求めました。

また、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第78号 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、旅費の支給規定及び名称が改正されたこと及び特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員報酬額を引き上げるにあたり、所要の改正をする必要が生じたことから、本条例の一部を改正するというものであります。

主な改正内容は、旅費法改正に伴う旅費の支給規定及び名称変更で、日当、食卓料、支度料を廃止し、その他の交通費、宿泊手当、包括宿泊費を新設、宿泊料を宿泊費に改め、旅行雑費を渡航雑費と改める名称変更であります。

特別職報酬等審議会の答申に係る改正は、議員の月額報酬を現行の23万5,000円から27万4,000円に引き上げるものであります。

また、議會議員の職名欄に「常任委員長」、「議会運営委員長」を追加し、一般議員と比較して9,000円の割り増しとなっております。

また、期末手当を常勤特別職と同様の支給割合へ改正するとなっております。

施行期日は、旅費法改正に伴う改正が令和8年4月1日、特別職報酬等審議会の答申に係る改正が令和8年3月15日であります。

議案に対する対抗的な質疑はありませんでしたが、議員間討議において、「施行期日が現職の任期中ではなく、改選後の新たに構成された議会からスタートされることで、現職議員が自らの報酬の引き上げを自らが決めるという行為は避けられた。多くの町民が議会に関心を持ち、議会に参画し、町民によるより良い議会が構成されることを望む。」という意見がありま

した。

採決の結果、賛成多数をもって承認することに決しました。

(2) 議案第79号 美浜町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

は、議員活動の充実に向けて、調査研究や政策立案に必要な経費を交付し、議員活動の透明性確保と議会の活性化を図るため、本条例を制定する。というものであります。

主な内容は、地方自治法の規定に基づき、美浜町議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものであります。

政務活動費の交付額及び交付の方法を規定し、各月1日(基準日)に在職する議員に対し、月額3万円を期ごと(前期、後期)に交付する。

前期は4月1日から9月30日、後期は10月1日から翌年の3月31日。前期、後期の最初の月に当該期に属する月数分を交付する。

ただし、期の途中で任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までとするなどの規定があります。

また、充てることができる経費の範囲として、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等政務活動に要する経費に対して交付するという規定。

収支報告書の提出として、交付を受けた議員は、規則で定める様式により、領収書等を添付して収入及び支出の報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出しなければならないという規定。

また、返還として、交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた総額から支出した総額を控除して残余がある場合は、その額を返還しなければならないなどの規定があります。

また、町長は、交付を受けた議員が、この条例に違反した場合は、全部又は一部の返還を命ずることができるということが規定されています。

施行期日は令和8年4月1日であります。

議案に対する対抗的な質疑はありませんでしたが、議員間討議において、「政務活動費は議員活動において有益なものであると考える。少ない生活費（報酬）の中から、活動費を工面するのは大変なことだったが、政務活動費が制定されれば、経費の範囲の活動が一定保障されるので、議員活動の活性化につながるものと考えている」という意見。

また、「議員報酬に関しては物価高騰対策にとどまると考えているが、月額3万円の政務活動費を導入することをセットとして考えると、改選後、町民に選ばれた議員が意欲的に活動できると思う。議員活動の活性化は、議会の見える化にも繋がる」という意見。

また、「施行期日を見れば、現職が自らの報酬を引き上げるのではないことが明確になった。次に町民から選ばれる議員が活動しやすくなる環境を前進させ、これにより志し高く立候補を考える町民が増えれば、なり手不足対策を検討してきた議会の目的とも合致する」という意見などがありました。

また、将来、不正受給が行われた場合の対応について、政務活動費という制度に責任を転嫁せず、不正受給を行った個人の責任を明確にすることや公正な判断が求められることを確認しました。

また、政務活動費の運用については倫理観を持って秩序ある行動が出来るよう今後も協議をしていく必要があることを確認しました。

採決の結果、賛成多数をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午前10時47分本委員会を閉会いたしました。

これをもって、議員報酬など議会改革特別委員会の委員長報告を終わります。